

性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について —防災心理学の知見の応用：正常性バイアスと凍り付き症候群—

検察官、甲南大学法科大学院教授 田中嘉寿子

はじめに

性犯罪事件においては、被害者の供述以外に証拠が乏しい場合が多く、被害者供述の信用性が有罪・無罪の決め手となることが多い。そして、被害者の証言の信用性が否定されて無罪となる場合も少なく、最高裁判所平成23年7月25日決定では、強姦の被害者供述の信用性を認めた1・2審の判断を「経験則に照らして不合理である」として無罪とした。

ここでいう「経験則」は、最高裁判事らの常識にすぎず、1・2審の裁判官らとも共有されていない、何ら科学的実証性のないものである。恐らくほとんどの裁判官は、性犯罪の被害を経験したことがなく、彼らの「経験則」は実体験に基づかない想像にすぎない。果たして彼らは正しく想像できているのだろうか。PTSDの発症率は、レイプが約60%と最も高く、戦闘が5割弱、自然災害ではわずか3%程度である¹⁾。阪神・淡路大震災のような多数の死傷者を出した大規模災害ですら、11年後になおPTSDの危険性が高い人が約15%にすぎないこと²⁾に鑑みると、レイプが死ぬほどの大災害以上に被害者にとって深い後遺症をもたらす恐怖体験であることは、疫学的に明らかである。司法に携わる者（警察官、検察官、弁護士、裁判官）は、この事実を踏まえた上で「経験則」を論じるべきである。

性犯罪の被害者（以下「性被害者」という。）に

対する調査は少ないが、災害の被害者に対する調査研究は防災心理学分野で近時相当程度明らかになっており、かつ、それは生理学的な知見にも符合する。

本稿の目的は、性被害者が、防災心理学で言われる「正常性バイアス」のために被害を予測・回避することが困難であり、実際に被害に遭った瞬間にストレス反応としての「ショック相」に陥り、「凍り付き症候群」のため動けず、抵抗不能となり、「反ショック相」に移行して抵抗力を回復しても既に物理的に抵抗不能状態にあるため、男性のような「闘争・逃走反応」ではなく、加害者に対して「従順・懐柔反応」のために迎合的態度を取ることが多く、かつ、被害後の「抵抗期」には自己の被害を「否認」して被害申告が遅れやすく、やがて「疲弊期」に入り、PTSDや抑鬱状態で苦しむというのが、自然な経緯であることを示すことにある。

1 被害者が被害を回避できない原因となる「正常性バイアス」

(1) 正常性バイアスとは

性被害者は、捜査官や支援者から、「あなたは悪くない」と言われても、自分が被害を回避できず、被害時に十分抵抗できなかったことで自責感に苦しみ続けるのが通常である。

被害者が被害を回避できない原因の一つに「正常性バイアス」がある。正常性バイアスとは、少々の異常を正常の範囲内の変異と理解して無視すること

1) 厚生労働省HP「みんなのメンタルヘルス>PTSD>患者数」の項参照

2) 後藤豊実（兵庫県こころのケアセンター研究員）「阪神・淡路大震災による長期的影響：神戸市民を対象とした調査の結果より」（2007年）

によって心的な安定を保つメカニズムをいう。もし、些細な異常を気にして常に異常に対処しようとする、神経症で苦しむであろう。正常性バイアスは、安全な社会における心的エネルギーの節約の機能である。通常は経済合理性に適うが、本当の危険に直面したときには、そのバイアス（認知の歪み）のゆえに不意打ちを受け、逃げ遅れることになる³⁾。

(2) 正常性バイアスの例

東日本大震災の死者・行方不明者約2万人のうち9割余が津波による犠牲者であるところ、生存被災者の約3割は津波が来ると気付いていても避難しなかった。その原因として「正常性バイアス」が指摘されている。

また、アメリカ国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology (NIST)）が2011年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件の生存者900人に行ったインタビューの結果、飛行機衝突の衝撃後から避難開始まで平均約6分かかり、人によっては30分間も避難せず、およそ1000人がコンピューターを消したり、身の回りのものを集めたり、知人に電話したりして逃げ遅れていた⁴⁾。

さらに、2014年4月16日に大韓民国の大型旅客船セウォル号が海上で転覆・沈没した事故では、476人の乗員・乗客中、死者・行方不明者が304人に達した。被災者の携帯電話等の映像が繰り返しニュースで流され、信じ難いほど傾いた船室にしながら、誰も避難しようとしないうる様子を目の当たりにした。

同年9月27日に我が国で発生した御嶽山噴火では死者・行方不明者は63人と戦後最大である。犠牲者の遺品のカメラには噴火の写真が撮影されていたものも少なくない。迫りくる噴煙の写真を撮って逃げなかったのは、噴火が自分を襲うとは考えない正常性バイアスのためであろう。

(3) 性被害者が陥る「正常性バイアス」

老若男女を問わず、正常性バイアスのために逃げ遅れて命を落としても、誰も死者を非難しない。死にたがっていたのではないかと疑うこともない。

他方、性被害者は、デートレイプやセクハラ的狀況でも、「まさか性的な下心などないだろう。考えすぎ。自意識過剰かも。相手に失礼だわ。」という正常性バイアスのため、逃げ遅れ、致命的な状況に陥りやすい。見知らぬ他人からの被害の場合も、夜道に後ろから足音が聞こえるたびにレイプ魔だと想定して逃げるのは神経症患者くらいであろうし、マンションの2階以上に住む独り暮らしの女性が夏の夜窓を開けて涼んでいてもそこからレイプ魔が侵入してくるとは想定していない。

しかし、性被害者は、直ちに避難せず、相手の下心に気付かずうかうかと2人切りの状況に陥ったことについて非難され、レイプ被害も「同意」があったのではないかと疑われる。被害者自身も、自分が被害の予兆を無視して「愚かにも被害を予想せず、回避しなかったこと」で自分を責めていることが多い。

被害者の供述を鵜呑みにしてはいけなく、冤罪を生み出してはいけなく、性被害者の供述の信用性を吟味するに当たり、正常性バイアスを度外視するのは不当である。

また、性被害者に対する支援をする者も、正常性バイアスのメカニズムを理解し、被害者に対してこれが普遍的な現象であって被害者の落ち度ではないことを伝えて自責感を軽減するよう支援していく必要がある。

3) 広瀬弘忠『大災害時の避難行動』消防科学総合センター『季刊 消防科学と情報』No.107、2012年

4) 防災システム研究所 HP「防災・危機管理心理学」

2 被害者はなぜ抵抗できないのか？ ——被害者を襲う「凍り付き症候群」

(1) 「凍り付き症候群」とは

性被害者は、被害に遭った瞬間、「凍り付き症候群」に陥り、抵抗不能状態になるのが通常であることが「経験則」として認知されるべきである。

凍り付き症候群とは、人が突然重大なストレスに直面したとき、頭の中が真っ白になり、身心が凍り付いたように活動を停止してしまうことをいう。

その持続時間は、ストレスの程度や、その人が防災訓練を受けているかどうか、その人の特性などによって長短があるが、航空機事故や津波のように寸刻を争って避難しなければならないときにこの一瞬の空白は致命的である⁵⁾。

(2) 「凍り付き症候群」の例

1977年3月27日にスペインのテネリフェ空港で起きたジャンボ機同士の滑走路での衝突は、死者583人という民間航空機史上最大の事故であったが、この事故からの生還者の証言によると、激突による死を免れた人々の中に、大勢の凍り付き症候群に陥った人がいて、身心が動けず逃げるタイミングを失って脱出できなかった人がいたということである。

前記アメリカ同時多発テロにおいても、ハイジャックされた旅客機により最初のテロ攻撃を受けた世界貿易センターのノースタワー上層階では、人々が凍り付き症候群に陥ったと推定されている⁶⁾。ビルの73階から生還したエリア・ゼデノさんは、「不思議なことに全然焦る気持ちが起こらなかった。ビルの揺れ方、音響からして本当は焦りまくっているはずなのに、まるで意図的に自分の心が音をシャットアウトしてしまったようだった。」と述べ、飛行機衝突の衝撃でビルが激しく南側に傾いていた

のにすぐに避難しようという本能的な衝動は起こらず、周りの人間も皆今起っていることが信じられないというような様子で避難行動を起こさなかったが、「何が起こったの？」と尋ねる彼女に1人の同僚が「ビルから出ろ！」と叫び、ただその命令に従って避難を開始したにすぎず、「あのとき、その声が聞こえなかったら、自分でも今頃どうなっていたか分からない。」と語った。そして、このようなときこそ迅速に階段を駆け下りているはずなのに、ビルの外に出ることのできた約1万5410人が階段を1階分下りるのに、避難路を研究するエンジニアの予測の2倍である1分かかっていた⁷⁾。

凍り付きから脱しても身体がすぐにはちゃんと動いていないことが分かる。

(3) 性被害者が陥る「凍り付き症候群」

性被害者も、加害者から、突然、暴行・脅迫を受け、又は、性的言動をされた瞬間、凍り付く。被害者らは、一様に、「頭が真っ白になった」「身体に力が入らず、動けなかった」「声が出なかった」などと言う。被害者らは、被害に遭った瞬間、文字通り心身が「凍り付いて」しまうために抵抗が困難になるのである。

3 凍り付きの生理的原因「すくみ反応」 (freezing behavior)

(1) ストレス反応としてのすくみ反応

凍り付き症候群は、災害被災者に対する調査結果から、老若男女を問わずほとんど全ての人に起きる現象として確認されている事実である。

では、そのとき身体内部で何が起きているのだろうか？それを生理学的に観察したのが「すくみ反応」(freezing behavior)である。すくみ反応とは、ストレス刺激により、じっと動かなくなり、外部に対

5) 前掲広瀬弘忠。

6) 前掲広瀬弘忠。

7) 防災システム研究所 HP「防災・危機管理心理学」

して反応しなくなる反応をいう。このとき、体内では、血圧や心拍も低下している⁸⁾。

(2) セリエのストレス学説

このようなストレス反応を生体の自己防御反応として生理学的に提唱したのがハンス・セリエ（1907年－1982年、ハンガリー出身のカナダの病理学者、生理学者）である。セリエは、動物実験の結果、ストレスを引き起こす外部的刺激（ストレッサー）に曝された生体が、有害性に適応しようとする生化学的反応として脳の視床下部や副腎皮質等のホルモン分泌や自律神経系の神経伝達活動によりホメオスタシスを維持しようとするストレス反応を観察し、警告反応期（ショック相と反ショック相）・抵抗期・疲弊期の順に抵抗力の減少・上昇・低下が生じる（汎適応症候群）というストレス学説を提唱した⁹⁾。

第1期の警告反応期は、身体に有害なストレッサーに対する警報を発し、ストレスに耐えるための体内環境を急速に準備する緊急反応をする時期であり、ショック相と反ショック相に分かれる。

第2期の抵抗期には、警告反応期で見られた症状が消失し、抵抗力は高止まり状態が続き、生体は一見正常な状態を取り戻したかのように見えるが、身

体は警戒態勢を取ったままであるため多量のエネルギーを消耗し続ける。

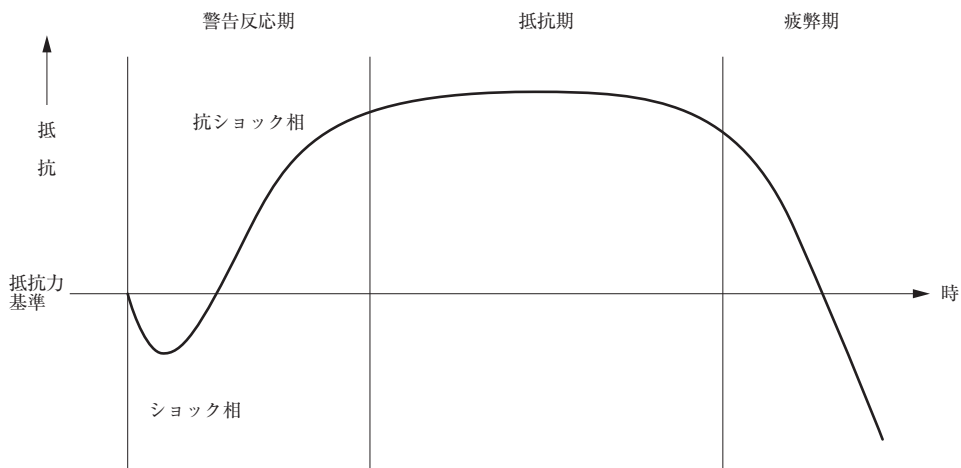
第3期の疲弊期には、適応のためのエネルギーが枯渇し、抵抗力が通常より低下し、警告反応の症状が再発し、遂には死に至ることもある。

セリエのストレス反応の3相期における抵抗力の変化は、以下の図で示される¹⁰⁾。

セリエは動物実験でこのようなストレス反応を確認したが、人間についても、fMRI（機能的核磁気共鳴画像法）及びNIRS（近赤外分光法）を用いて脳血流量を測定できるようになり、特定の課題というストレスを与えた場合の課題前・課題中・課題後の脳血流量の変化を測定すると、健常者の脳血流量の変化は、セリエのストレスモデルにおける抵抗力の変化と同様の曲線を示している¹¹⁾。

(3) ショック相におけるすくみ反応

ショック相とは、外部環境から突然有害刺激を受けてそれに十分対応できず、ショックを受けている状態である。自律神経系のバランスが崩れ、心拍低下・血圧低下・体温低下・血糖値低下・筋緊張の弛緩・血液濃度の上昇などの現象が生じ¹²⁾、中脳



8) 小山下つ『痛みと鎮痛の基礎知識』技術評論社、2010年。同氏担当の滋賀医科大学HP「痛みと鎮痛>反応>ストレス」の項参照。

9) 前掲小山。

10) ハンス・セリエ「現代社会とストレス（原書改訂版）」（法政大学出版局 1988年）

11) 笠井清澄ほか「NIRSを用いた脳血流量の測定による精神神経疾患の診断の試み」（精神医学53、383-392 2011年）。ただし、軽微な課題であるため、課題終了時には脳血流量は平常に戻り、疲弊期には入らない。

皮質ドーパミン受容回路が活性化され、すくみ反応が誘発されて身体が硬直して動けなくなる。その持続時間は、最長1日程度続き、この間、抵抗力は通常より低下する。

(4) ショック相における性被害者の「凍り付き症候群」

筆者が事情聴取してきた多数の性被害者は、一般的に、セリエのストレス反応における3相期のとおりの反応を示していた。

すなわち、性被害者は、路上で突然口を塞がれて襲われたり、自宅で就寝中に窓から侵入されて脅されたりすると、「頭が真っ白になり／目の前が真っ暗になり」（脳血流量の低下）、「手足に力が入らず、声も出ず」（筋弛緩）、文字通り「凍り付」いて抵抗力を失う。ほとんどの人が一時的にこの状態に陥る¹³⁾。

性犯罪は、数分間女性の身体を触るだけの痴漢・強制わいせつから、長時間にわたる強姦や痴漢、長期間にわたる監禁凌辱、家庭内で何年間にもわたる性的虐待など多様である。

短時間の犯罪であれば、被害者がショック相に陥って抵抗力を失っている間に犯行が終わる。被害者の中には、この間の記憶が断片的な場合があるが、脳血流量が一時的に低下するので当然であろう。

また、性犯罪が比較的長時間に及ぶ場合、途中で反ショック相に移行できる被害者もいる。しかし、最初に凍り付いていた間に、人気のないところに連れ込まれたり、馬乗りになって押さえつけられたり、裸にされるなど、物理的に抵抗不可能な状態にされてしまうので、結局、抵抗は困難である。たとえ短時間でも「凍り付き」は被害者にとって致命的なのである。被害者は、元々男女で体格差・腕力差がある上、無自覚に抵抗力が低下した間に犯人が自分

に比べて圧倒的に腕力が強いことを思い知らされ、心理的にも抵抗が困難になってしまう。

災害時にヒーローが助けに来てくれるまで凍り付いて自力で脱出できないヒロインを誰も非難しないのに、性被害者は、凍り付いて抵抗できないでいると、「暴行・脅迫の程度が低いのに抵抗していない」ので、「同意があった」と疑われてしまうのは理不尽ではないだろうか。「反抗抑圧に足る暴行・脅迫」の認定に当たり、加害者が経験的に（意識するかしないかにかかわらず）被害者を凍り付かせるすくみ反応を利用して容易に犯行を遂行していることを踏まえるべきではないか。裁判官よりも連続強姦魔や痴漢魔の方がはるかに女性のすくみ反応を経験的に熟知し、法廷では裁判官の経験値の不足を利用しているのである。

(5) 凍り付かない被害者

性被害者の中には、激しく抵抗して被害（姦淫既遂）を免れる者が稀にいる。

筆者の経験では、そのような被害者は、危機を危機と認識する間もなく反射的に暴れたか、又は、危機を危機と正しく認識できない、言い方は悪いが思慮浅薄でニュースも見ない、衝動的なタイプの人であった。

ショック相に陥るためには、危機を危機と認識し、最悪の事態を想像して恐怖する必要がある。普通にニュースを見聞きしている人にとっては、性犯罪事件はほとんど被害者が死亡した場合しか報道されないの、「殺される」と思って怖いのである。危機を危機と認識しながら、ショック相に陥ることなく直ちに抵抗できる人がいるとすれば、それは、相当実践的な防犯訓練を積んだ方であろう。

12) 前掲小山

13) 人がショックを受けたとき、脳血流量が低下するためか、一時的に視界が狭まったり、記憶が途切れたりする。また、「腰が抜ける」[(手の力が抜けて)物を取り落とす]「指が震えて字が書けない」などは、筋弛緩が原因であり、酷い場合は失禁・脱糞する。家族の死を知らされた遺族には、(恥ずかしくてなかなか言えないが)脱糞したという人もいる。

4 反ショック相における被害者の「闘争・逃走反応」と「従順・懐柔反応」

(1) 反ショック相とは

反ショック相とは、ショック相で受けたショックから立ち直って生体のストレス適応反応が本格化し始める時期である。脳は、有害刺激を受けると、ショック相では視床下部から「副腎皮質刺激ホルモン放出ホルモン (CRF)」を下垂体へと分泌して下垂体の「副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)」と β -エンドルフィン¹⁴⁾の分泌を促進する。

反ショック相では副腎髄質からアドレナリン等が分泌され、交感神経を興奮させ、怒りや恐怖の情動を起こさせるとともに、心拍・血圧・体温を高めて筋肉を緊張させ、外敵との戦闘態勢を整える。これらの生体ホルモン分泌により、ストレスへの耐性や自己防衛反応を高め、抵抗力は通常より高まる。

(2) 反ショック相の例

人は、反ショック相では、いわゆる「火事場の馬鹿力」を発揮できる。痛覚を麻痺させるアドレナリンが出ているため、怪我をしていても痛みを感じない。スポーツ選手などはイメージ・トレーニングで人為的にこの状態を作っているため、故障を抱えていても、試合中は痛みを感じず、試合後、興奮が治まると急に疲れと痛みを感じ始める。

(3) 反ショック相における性被害者

長時間痴漢行為を受けた被害者が、最初はショック相に陥って凍り付いてしまい、無抵抗（抵抗不能）であるが、途中から反ショック相に移行し、やっと抵抗力が増して身体が動くようになり、「この人痴漢です」と加害者の腕をつかんだり、駅員に被害申告したりできるようになることがある。これは、このようなストレス反応のプロセスの典型例であり、

ごく自然な経緯である。

最高裁決定平成21年4月14日（刑集30-9-1673）（通称小田急痴漢無罪事件）は、痴漢の被害者の証言の信用性を否定した理由の一つとして、痴漢被害後直ちに被害申告せず、執拗な被害の後で初めて被害申告したことにつき、「経験則」に基づき「不自然」であるとした。

検察官は、このような経過こそが自然であることにつき、単に被害者の供述を得るだけではなく、裁判所に対し、専門家の助力を得て心理学的・生理学的知見を提供し、適切な「経験則」に基づいて被害者供述の信用性を判断させるよう努力していく必要がある。

強姦等の性犯罪が長時間に及ぶ場合、被害者は、ショック相で凍り付いた抵抗不能状態から生理的に脱し、反ショック相に移行する場合がある。そのとき、身体は生理的には、アドレナリン等が分泌され、血圧等が高まり、筋肉が緊張し、抵抗力が通常より高まっている。

では、ここで被害者はどのような反応をするだろうか。

(4) 「闘争・逃走反応」か「従順・懐柔反応」か

ア 「闘争・逃走反応」(fight-or-flight response)とは、反ショック相におけるストレス反応であり、相手が自分より弱そうで勝てそうであれば闘い、強そうで勝てそうになれば逃げることをいう¹⁵⁾。

イ 「従順・懐柔反応」は、tend-and-befriend responseを筆者が仮訳したものである。

アメリカのタイラー博士は、「闘争・逃走反応」の実験・調査の被験者の多くが男性であったことから、多数の女性を被験者として調査した結果、女性の被害者は、tend-and-befriend responseという、相手と一見友好的に社会的絆を作ることによって被害を最小化しようとする反応を採ると提唱した¹⁶⁾。

14) モルヒネの5倍の鎮痛作用がある（前掲小山）。

15) ウォルター・B・キャノンの研究（1929年）につき、前掲小山。

タイラー博士の調査結果は、日本では、専らセクハラ裁判（民事訴訟）の原告が利用し、ジェンダーの枠組みで言及されるせい余り知られていないようである。しかし、闘争・逃走反応が有効でない弱者にとっては、従順を装いつつ懐柔策を採るしか選択肢がないことは自明の理であろう。男女を問わずいじめられっ子などもこのようにして学校でサバイバルするしかないことが多い。孫子の兵法でも不戦屈敵（戦わずして敵兵を屈服させること）を最高の戦略としている。従順・懐柔反応こそ、生体が長期的に生存率を上げる良策なのである。

ウ 性被害者の示す従順・懐柔反応

自宅に侵入され、長時間強姦被害を受けた被害者は、しばしば、この従順・懐柔反応を示す。被害者は、初期の凍り付きや体格差等のため、闘争も逃走も不可能な状態にあるので、被害を最小化するための努力しかできない。被害者が最も恐れることは、「殺される」「（もっと）痛い暴力を振るわれる」「妊娠させられる」「写真を撮られてネットに流される」「ストーカーされる」などである。何とか犯人を怒らせず、なるべく早く穏やかに立ち去ってもらうため、必死に努力する。そのため、犯人に迎合して従順に振る舞い、犯人が怒らないよう、過度の暴力や殺害を受けないように努める。その間、何とか犯人を懐柔し、姦淫既遂を避けるか、せめて膣内射精や性病感染を避けるため、犯人に対し、「あなたも何か辛いことがあったの？」などと思いやるような言葉をかけて犯人の良心を目覚めさせて暴力や姦淫既遂を回避しようしたり、「お願い、コンドームを付けて」と避妊を懇願したりする。ごくごく稀に懐柔・説得に成功して姦淫未遂に終わることもある。

性被害者がこのように犯人に対して迎合的な言動をとったり、極めて従順に振る舞ったりしたことを捉えて「同意」の表れなどと加害者が弁解する場合

があるが、これは、同意ではなく生体の自己防御のためのストレス反応にすぎない。

エ 反ショック相と PTSD

筆者の経験では、被害者は、この反ショック相における出来事を非常によく覚えており、かつ、自責感から重い PTSD になっていることが多い。反ショック相では、アドレナリンが多量に分泌される。アドレナリンが多いと記憶力を増強させる効果があるといわれている¹⁷⁾ので、この時期の出来事の記憶は、被害者の脳内に強く焼き付くようである。

PTSD の原因は実証されていないが、進化心理学では、生体が生存するには危険な体験を記憶し、以後類似の危険状況があれば直ちに想起して回避することが重要であり、痛みと恐怖は生存を脅かす危険信号として危険への素早く確実な対応を行うために役立つので、このような進化の過程で獲得された原始的な自己防衛反応が、恐怖体験を深く記憶し、少しでもこれを想起させる類似状況があれば瞬時に鮮明に記憶喚起するフラッシュバックを招来し、PTSD を発症させる元凶となっているのではないかと、生存に必要であったからこそ恐怖と痛みを伴う体験は記憶に深く残りやすくなったのではないかという研究もなされている¹⁸⁾。

5 抵抗期における被害者の「否認」

性犯罪の犯行が終わって犯人が立ち去った後、被害者は、ストレス学説にいう「抵抗期」に入る。身体は警戒態勢を取ったままであるため、過覚醒状態で、不眠症になりやすい。

被害者は、性被害により、「魂を殺される」ので、愛する家族を喪った遺族の悲嘆のプロセス¹⁹⁾とほぼ同様の悲嘆の12段階をたどる。最初のショックによる「麻痺状態」（ショック相での凍り付き状態）

16) “Biobehavioral response to stress in females, tend-and-befriend, not fight-or-flight”, Shelly Taylor, Psychological Review Vol.107, 2000年

17) 佐藤俊彦「ストレス反応と学習・記憶：抹消のアドレナリンが中枢に及ぼす影響を中心に」保険福祉学研究4, 39-69, 2006年

18) 小西聖子、白井明美「グリーンケア・トラウマケア」146-148頁（角川学芸出版）2007年

の後は、「否認」段階が来る。悲嘆のプロセスにいう「否認」とは、死亡事実を受け入れないこと、例えば、母親が、交通事故で死亡した子供の遺体に向かって「起きなさい」と言ったり、津波で流されたのに「どこかで助かって帰ってくる」と何年も待ち続けるような状態をいう。

性被害者が最も望むことは、犯人の処罰でも被害弁償でもない。「被害に遭う前の自分に戻してほしい」「被害をなかったことにしてほしい」という切ないかなわぬ願いである。もし、被害の記憶を完全に消せるなら（立件ができなくなっても構わないから）、消してしまいたいのである。

性被害者は、自分が被害にあったなんて思いたくない、と事実を認めない「否認」状態を続け、誰にも被害を相談せず、必死に生体エネルギーを精一杯使い続けて「普通の日常」を演じて通勤・通学などをする。残念ながら、この間に証拠は被害者の身体や周囲から消えていき（被害者自身が洗い流したり、棄てたりすることも少なくない）、後日被害申告しても虚偽申告ではないかと疑われたり、証拠不十分で不起訴になるおそれが高まってしまう。

6 疲弊期における被害者の PTSD

抵抗期に過剰に使い続けた生体エネルギーが枯渇すると、被害者は、疲弊期に入り、ショック相のときと同じように抵抗力が低下し、抑鬱状態になり、長期化すると PTSD となる。

性被害者は、自然災害の被災者よりはるかに高率で PTSD に罹患する。その原因の一つには、被災者は、互いに助け合い、悲嘆を分かち合い、公私にわたる援助を受けられるので抵抗期に無理な抵抗をしなくて済むから疲弊期も比較的軽くて済むのに対し、性被害者は、抵抗期に孤独なまま生体エネルギー

を使い切り、枯渇し、反動として疲弊期が重くなるからではないだろうか。性被害者の治療に長年携わってきた精神科医の竹下小夜子先生は、「1人でも被害者に寄り添う人がいれば、予後が比較的良い。」と言って支援者を励ましておられたが、被害者が、早い段階から支援を受けられれば、抵抗期に生体エネルギーが枯渇するまで1人で頑張る必要がなく、その後の疲弊期の症状も緩和されるであろう。そのためにも、被害者が被害直後に安心して被害を申告し、支援を受けられるシステムの普及が望まれる。

7 加害者が利用する「同調性バイアス」

(1) 「同調性バイアス」とは

同調性バイアスとは、集団が模倣という同調性を持つため、集団でいるときの方が、危険への感受性が抑えられ、1人のときよりも危険回避行動が遅れることをいう²⁰⁾。

(2) 「同調性バイアス」の例

東日本大震災では、地域の誰かが避難を呼びかけ実際に避難行動を取り始めると他の成員も避難を始めるが、誰も避難しないと全体の避難が遅れたことが判っている。例えば、被災地区の名取市閑上地区の住宅地図上に死者・行方不明者のいた家と家族全員が無事だった家を色分けすると、同じ色の家が数軒ずつかたままってモザイク状に存在する²¹⁾。

広瀬氏が行った実験では、被験者に事情を知らせず部屋で待機させ、煙を出して警報を鳴らしても正常性バイアスのため避難しようとしないう上、1人で待機させるより複数で待機させた方が避難行動の開始が遅くなった²²⁾。

また、セウォール号事件でも同じ船室内の誰も避難

19) アルフォンス・デーケン「死とどう向き合うか」NHK ライブラリー

20) 前掲広瀬弘忠

21) 前掲広瀬弘忠

22) 気象庁 HP の動画「避難の課題～災害時に陥りやすい心のワナ」

しようとしないと、自分だけ逃げようとする者が誰もおらず、むしろ互いに相手を落ち着かせようと無理に明るく振る舞うなど正常性バイアスを高め合い、皆で被災するという結果になっている様子が被災者の残した画像から見て取れる。

(2) 性犯罪の加害者が利用する「同調性バイアス」

通常同調性バイアスはその場に集団にいることによって生じるが、性犯罪の加害者は、言葉で同調性バイアスと同様の効果を被害者に与えることがある。

教師やスポーツ指導者など閉鎖的集団の指導的立場にある者が、自己の立場を利用し、生徒や部員ら多数に対して反復継続的に性犯罪を行う例がある。この場合、ほとんど暴行・脅迫を伴わないため、強姦罪としての立件が難しく、児童福祉法違反や準強姦罪等が適用されることが多く、また、被害者が成人の場合は無罪とされてしまう場合もある。

これらの加害者は、しばしば、被害者に対し、「他の子も皆私のこの『指導』を受けて試合で活躍したんだよ。」等と言う。被害者は、これを聞いて「先輩も誰も被害を訴えていないなら、これは普通のことなんだろうか。私だけ騒いだら私がおかしいと思われる。部から追放される。もう試合に出られなくなる/もう学校にいられなくなる。」等と考えてしまう。被害者は、集団内の先輩達が指導者に従順な様子を見ているので、被害現場に先輩らがいないくても同調性バイアスの罠に陥ってしまう。

体罰や企業の不正行為なども同様の構造でなかなか発覚しにくいのが、当該集団の「伝統」になっていると、脈々と同調性バイアスがかかり、内部告発は困難である。

8 性的虐待における「学習性無力感」

(1) 学習性無力感とは

学習性無力感とは、長期間ストレス回避の困難な

環境に置かれた人が、その状況から逃れようとする努力すら行わなくなることをいう。動物に足蹠電撃ショックを与えると身体を硬直させ、動きの止まるすくみ反応が引き起こされ、このような不快刺激(無条件刺激)と音や光などの中立刺激(条件刺激)を同時に与えることを繰り返すと、条件刺激だけを与えても、あたかも電撃ショックを受けたかのようにすくみ反応を生じる。これを恐怖条件付けという²³⁾。セリグマンの実験では、身体を固定された状態で電撃ショックを受け続けた犬は、固定を外されて逃げられる状態になった後で電撃ショックを受けても、全く逃げようとせず、ただ凍り付いていた²⁴⁾。

(2) 性的虐待の被害者が陥る学習性無力感

性的虐待や監禁して性犯罪を繰り返す場合、被害者は、「加害者に抵抗しても無駄である、自分は無力だ」という経験を積み重ねているため、学習性無力感にとらわれ、抵抗力を喪失している。

長期間性的虐待を受けた子供達は、虐待者が、「やるぞ。」などと言っただけで、これまでの性的虐待を想起して抵抗できなくなり、虐待者に従順に性行為に応じてしまうため、一見「合意」していたように見えかねない。性的虐待事件における過去の虐待の存在・内容は、単なる情状ではなく被害者が学習性無力感に陥り、常時反抗抑圧状態にあるほど抵抗力を喪失していることの立証に不可欠である。

9 被害者が陥る「自責感」の背景にある「安全神話」

(1) 「安全神話」とは、確実な証拠や裏付けがないにもかかわらず、絶対に安全だと信じていることをいう。

一般人は、通常、「自分が犯罪の被害に遭うはずがない」という根拠のない安全神話の中で生きてい

23) 小山なつ『痛みと鎮痛の基礎知識』技術評論社、2010年

24) 篠原彰一「学習倫理学への招待(改訂版)」榊サイエンス社、2008年、43-45頁

る。毎年日本全国で4300人以上が交通事故で死んでいるのに自分が交通事故に遭うかもしれないと思って外出を控える人はまずいない。再三ニュースになっているのに平成26年度における振込詐欺等の特殊詐欺の被害総額が約500億円に達するもの、自分にかかってくる電話が詐欺のほずがないという安全神話ないし正常性バイアスがよほど強固でなければ考え難い事態である。

(2) 性被害者の自責感

性被害者もまた、自分が被害に遭うはずがないという安全神話の中で生きてきたが、それが被害に遭ったことで破綻すると、世界が全く安全ではないという過酷な現実と直面してしまう。この現実を受け入れると、自分に何も落ち度がなくてもいつ何時再度酷い被害に遭うか分からないということになるので、怖くて生きていけなくなる。そこで、被害者は、安全神話に逃げ戻ろうとする。つまり、「私に落ち度があったから被害に遭ったのであり、それを避ければ二度と被害に遭わない」と考え、ひたすら自分の「落ち度」を責める自責の念に苦しむのである。

被害者は、被害を予想・回避できず、被害中に十分抵抗もできず、むしろ、犯人に迎合して無力で情けなかった自分を責めて深い自責感に苦しんでいる。検察官から見れば、被害者は、被害を最小化するための最善の努力をしたと思われる場合であっても、被害者は「あのときもっと違う対応をしていれば、被害に遭わずに済んだ（既遂にならずに済んだ）のではないかと自責感に苦しみ続け、抑鬱状態やPTSDに陥っていることがほとんどである。

(3) 被害者バッシングの心理

被害者以外の者は、「被害に遭うのは被害者側に落ち度があり、何も悪いことをしていない自分は被害に遭うはずがない」という強固な正常性バイアスに基づく安全神話の呪縛の中にいる。そのため、なるべく被害者の落ち度を探したくなるのが普通であり、しばしば被害者バッシングを生じる。性被害者

に接する者は、被害者が犯罪を予測できず、抵抗できず、犯人に迎合的言動を採ることが全て人間の正常な自己防衛反応であり、被害者が悪いわけではないことを理解し、被害者供述の信用性判断に当たり、「バイアス（偏見）」にとらわれないように留意すべきである。

10 被害者の供述の信用性

被害者供述の信用性は、観察、記憶、表現の正確性と証人の信用性で判断される（刑訴規則199-6）。それぞれの項目を更に細かく分類して例示し、被害者の供述を補強する立証方法を検討したのが次頁の表である。

性犯罪事件で被害者供述の信用性が否定されて無罪判決が出たものを検討すると、信用性を否定する理由には、観察条件が悪かった（暗い、一瞬であった、低年齢）、記憶が親や捜査官からの度重なる誘導尋問により変容しているおそれが高い、携帯電話の履歴やETCの通行記録等の客観的証拠と被害者供述とが時系列的に矛盾しているとされたものがあり、観察・記憶・表現の各過程の補強証拠の必要性が改めてよく分かる。

また、性風俗従業員や性非行がある被害者は、虚偽告訴を疑われることが多いので、証人としての信用性立証のための補強証拠の収集のみならず、十分な尋問時間の確保にも留意する必要がある。

11 被害者から抵抗できなかった理由を聴取する方法

(1) 被害者から抵抗できなかった理由を聴取する必要性

被害者が、反対尋問に耐え得る信用性の高い供述を得るためには、被害者が実際に体験した被害事実について聴取するだけではなく、被害者が体験しなかった事実についても聴取しなければならない。弁護人は、証言台の被害者に対し、「なぜ抵抗せず、

[証人の供述の信用性判断の基準と立証方法]

	内容	例	立証方法
観 察	客観的・外部的 観察条件	距離、位置、明るさ、障害物、観 察時間、動体 / 静止	視認可能性の実況見分
	主観的観察条件： 恒常的	視力、年齢、知能、精神障害、対 象物に関する知識・経験等	視力検査結果、成績表、診断書
	主観的観察条件： 可变的	酒・薬物、疲労、眠気、驚愕	飲酒検知、血液検査、勤務記録
記 憶	忘却	観察から供述までの時間経過	述経過の記録化、録音録画
	何らかの影響に よる変容	他者（家族、児童福祉関係者、警 察官、検察官）からの誤導尋問・ 重複尋問、報道の影響、精神的治 療の影響	司法面接法の利用、重複を避ける計画的事情 聴取、家族等関係者に対する誘導尋問の禁止、 暴露療法等の治療前の第1回公判期日前の証 人尋問の活用
表 現	客観的証拠との 整合性	被害者の身体の負傷・陰部等の負 傷、性病、妊娠・墮胎、着衣破損、 犯行前後の防犯カメラ画像、携帯 の履歴、現場の指紋・足跡、盗品	被害者の身体の診断書、写真・図面、 医師の意見書、着衣写真 画像・携帯の解析結果 指紋・足跡の鑑識結果、盗品
	供述内容自体の 正確性	供述内容が合理的、自然、具体 的・迫真的、一貫、被害者しか知 り得ない（親や捜査官が誘導し得 ない）秘密の暴露	誘導を避け、記憶の濃淡に従って聴取し、変 遷がある場合は合理的説明を求める。問答式 調書、被害者が使う用語の尊重
証 人	故意の嘘（虚偽 告訴）でないこ と（証人の利害 関係）	被害者と加害者が利害関係がない こと 被害者が捜査官等と利害関係がな いこと被害者の自己保身等の虚言 でないこと 被害者に虚言癖、妄想癖等がない こと	被害者と加害者との人間関係に関する通信記 録や関係者の供述 示談交渉経緯の記録、被害者の過去の被害申 告歴、被害者の精神科の診断書 被害者の被害申告による不利益の大きさ（弁 護士費用や転居・治療等による金銭的損害、 捜査協力のための時間的・精神的負担、名誉 や家族との軋轢）
	過失で誤解して いないこと （偏見、予断）	被害者が、痴漢の手を取り違えて いないこと 被害者が、鞆等が当たったり、睡 魔から傾いただけなのに痴漢と誤 解していないこと 被害者の過去の痴漢被害と比較し て思い込みがないこと	被害者と被疑者との体格・服装・所持品・位 置関係・手足の障害の有無等を忠実に再現し た再現実況見分 車両やホームの防犯カメラ画像の解析による 被疑者の言動、車両の混雑状況、被疑者・被 害者の通勤・通学ルートの確認 鞆等が当たっただけのときと揉まれたり下着 内に指を入れられたりした場合の感触の違い の実験

性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について — 防災心理学の知見の応用… 正常性バイアスと凍り付き症候群 —

逃走せず、通行人等に助けを求めず、被害後直ちに被害申告しなかったのか」と質問するであろう。檢察官は、これらの実際には発生しなかった事実について捜査段階から被害者に尋ね、合理的説明を得られない限り、起訴することはできない。

(2) 被害者から抵抗できなかった理由を聴取する困難性

しかし、被害者は、このような質問を受けると沈黙して答えられなくなることが多い。

なぜなら、「なぜ抵抗しなかったのか」という質問は、「あなたは、抵抗することが可能であったはずなのに、なぜ、自己の意思により『抵抗しない』という選択をしたのか」という意味になってしまうので、「抵抗しない」選択をした被害者の自己責任であると非難していることになるからである。

被害者にとっては、「抵抗できなかった」から「抵抗しなかった」のであり、他の説明方法はないので、答えに窮するとともに、捜査官は自分を理解せず、非難していると感じて二次被害を受け、説明する意欲をなくしてしまう。

警察官も検察官も、被疑者に対する取調べにおいては、被疑者の自白の信用性を吟味して裏付け捜査を行うため、「なぜ」を多用している。例えば、強姦の被疑者に対し、「なぜこの時間帯を選んだのか」と質問し、彼が「この時間なら、バイトの帰りに物色して丁度良かった」と言えば被疑者のアルバイト先の勤務時間と犯行時刻と帰宅時間とを調べる。「なぜこの場所を選んだのか」と質問し、彼が「ここは駅と女性用のワンルームマンションの間で、女性が1人でよく通るし、近くに人目に付かずにレイプできる駐車場があるから」と言えば現場の状況を再確認する。自白が真実かどうかは、何度も「なぜ」と質問し、その供述の裏付けを取って確認するのが捜査の常道である。ある意味、捜査官は、被疑者に対し、「君は犯罪をしなくて済んだはずなのに、『なぜ』こんな酷いことをしたのか」と非難し続けているともいえる。

そして、捜査官は、被疑者の取調べでは何度も「なぜ」を発問するよう訓練を受けるが、被害者の聴取方法については特段のマニュアルも訓練もなかった。そのため被疑者に対するのと同じように質問してしまい、無自覚に二次被害を与え続けてきた者もいるであろう。

(3) 被害者から抵抗できなかった理由を聴取する方法

「なぜ」と聞かない代わりに、被害者に対しては、「抵抗したらどうなると思いましたか」と仮定的な形で被害者や被疑者の具体的行動を質問すべきである。このように質問すれば、被害者は、「抵抗したら殺されると思った」などと自分の素直な気持ちを答えられるであろう。

他人から見れば逃げられるような状況で逃げなかった被害者に対しても、「逃げたらどうなると思いましたか」と質問すれば、被害者は、「相手の方が足が速くて逃げ切れなかった」「逃げようとして犯人を怒らせたらもっと酷い目に遭うと思って怖くて逃げられなかった」などと答える。たとえ交番が近くにあっても、警察官が不在の時間帯もあるし、交番にたどり着く前に犯人に捕まる確率も高い。

通行人に助けを求めない理由も「助けを求めたらどうなると思いましたか」と質問すれば、「この状況が見えているのに助けてくれないのは、助ける気がないと思った」「助けてもらえなかったら、助けを求めたことで犯人を怒らせて殺されるかもしれないと思った」など、恐怖のどん底にいた者でなければ言えない言葉が出てくる。

捜査官がこのような被害者の恐怖で抵抗不能状態にある心情を具体的に聴取して言語化しておかなければ、被害者は法廷で弁護人から反対尋問で「なぜ」の集中砲火を浴びて立ち往生してしまう。

捜査官は、被害者が抵抗できなかった理由につき、年齢、体格、腕力、スポーツ歴、過去の被害経験、現場の客観的状況や通行人の反応など被害者しか知らない事実を踏まえてより具体的な供述を得る必要がある。

12 レイプ・シールド法は必要か？

性風俗従業員や性非行がある被害者については、その経歴や素行ゆえに不当に（罪体と無関係に単に証人の信用性を貶める目的で）性的なプライバシーに関する反対尋問を受けることがある。

我が国ではレイプ・シールド法の導入に消極的であるが、そうであれば、近時の判例において被告人の犯人性の立証に前科を用いることを極めて制限しているのと同様に、被害者の証言においても、被害者の性的経験や職業等については「関連性なし」として検察官は異議（刑訴法309条1項）を出すべきであるし、また、仮に検察官が異議を出しそびれていたとしても、裁判長が関連性のない尋問として制限すべきである（同法295条1項）。

13 被害者の特性への配慮

これまで、一般的な成人女性を念頭に述べてきたが、年少者、特に家庭内の性的虐待の被害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者については、司法面接法を応用し、供述の録音録画（平成27年度から一部の被害者にも施行予定）を行い、児童相談所、学校、医師等の他機関と連携し、供述の信用性の担保と被害者の保護に格段の配慮を要する。将来的には専門的な捜査官の育成ないし捜査チームの設置が急務である。

また、男性の性被害者については、女性以上に被害申告が困難な社会的・心理的状況があるので、男性の被害者が被害を相談できる場がもっと必要になってくるだろう。

■ 終わりに

近時、司法面接法の研修等も国内で実施されつつあるのは喜ばしいことである。しかし、司法面接法は、短時間の研修を1回受ければマスターできる容

易なものではなく、絶えず最新の研究成果を吸収しつつ実践し、かつ、ピア・レビュー（専門家同士での評価検討）を受けるべきものである。また、諸外国とは刑事司法の手續や立証方法が異なるため、そのまま証拠として用いることは困難であり、また、証拠として有罪を獲得するに足る内容にするには、「1回1時間、1回切り」という原則通りでは日本の刑事訴訟における立証には全く不十分である。

アメリカで性的虐待事件を多数捜査した検察官の講演でも、司法面接法による性的虐待事件の被害者の供述場面を録画することは、司法取引では極めて有効であり、かつ、アメリカでは司法取引で決着が付く場合が多い。しかし、公判になれば、アメリカではビデオリンクすら許されず、被害者は法廷で被告人の面前で証言しなければならない。

日本で司法取引導入が検討されているが、性犯罪は適用対象にはならないであろう。また、捜査官が被害者の取調べを録音録画しても、証拠としての供述調書は必要であるから、単純に調書作成にかかる時間を考えても1時間で終わるはずはない。

今後、司法面接法を応用し、誘導尋問を避け、事情聴取が数回に及ぶ場合も重複尋問を避け、供述経過を記録し、供述者の心身の負担を踏まえた聴取計画の立て方、質問事項の選定、発問の方法、供述の記録の仕方などについて、被害者の特性に合わせたマニュアルを開発する必要がある。

また、他機関連携が進み、十分な訓練を受けた司法面接者による司法面接の録画が先行して得られている場合には、検察官は、その内容を裏付ける客観的補強証拠の収集に努めてその信用性を十分に吟味した上、録音反訳を添付し、被害者に特信性（刑訴法321条1項2号）に配慮した確認的な検面調書を作成して証拠請求し、検面調書及び検面時・司法面接時の録画を証拠開示することにより、被害者の証人尋問を可及的に回避し、証言時の主尋問に録画を活用することによって証言の負担を大幅に軽減することが考えられる。

そして、そのようにして得られた被害者供述の信

用性を吟味するに当たり、心理学・生理学の知見を裁判における「経験則」として採り入れられるよう、専門家の協力を得ることも重要である。

刑事手続が被害者に対する二次被害の場にならないような司法を実現できれば、被害申告率も高まり、ひいては、性犯罪自体の抑止にもつながるであろう。